

プログラムの著作権に関する特約条項

(権利の取扱い)

第1条 甲が（契約品名）（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムに該当するもの。以下「本件プログラム」という。）を受領したときは、乙は本件プログラムに係る著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む。以下同じ。）を甲に譲渡するものとする。

2 前項は、本件プログラム中、乙が従来から権利を有していたもの及び本件プログラムの作成により新たに取得した同種プログラムに共通に利用されるノウハウ、ルーチン、サブルーチン、モジュール（以下「ノウハウ等」という。）に係る著作権には適用しないものとし、当該著作権は乙に留保されるものとする。

なお、乙はそれらを利用して本件プログラムと類似しているプログラムを作成することができる。

3 乙は、本件プログラム（ノウハウ等を除く。）に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、甲の承認を得た場合には、この限りではない。

4 甲が本件プログラムを受領したとき、乙は直ちにプログラムに関する著作権譲渡証明書（別紙様式第1）及びプログラムに関する著作者人格権不行使証書（別紙様式第2）を甲に提出しなければならない。

(第三者が有する著作権法上の権利の保護)

第2条 乙は、本件プログラムの作成に当たり、第三者の有する著作権法上の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じなければならない。

2 乙が前項に定める必要な処置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は乙についてその損害につき賠償を請求することができる。

(その他)

第3条 甲及び乙は、著作権法上の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

プログラムに関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲
分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第 3 補給処調達部長 殿

乙
住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数 量 ・ 単 位			
単 価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定するすべての権利を含む。）を「プログラムの著作権に関する特約条項」第 1 条第 1 項により令和 年 月 日に譲渡したことに相違ありませんので、同条第 4 項に基づき、本証明を提出します。ただし、同条第 2 項に定める乙が従来から権利を有していたもの及びノウハウ等に係る著作権は、乙に留保されるものとします。

また、当該プログラムに第三者が既に著作権を有するプログラムを用いた場合は、その部位に関し、譲渡に係る規定の適用は受けないものとします。

別紙様式第2

プログラムに関する著作権人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

分任支出負担行為担当官

航空自衛隊第3補給処調達部長 殿

乙

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名	
数 量 ・ 単 位		(納入場所)	
単 価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作権人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する権利をいう。）を「プログラムの著作権に関する特約条項」第1条第3項により、行使しないことを約束し、同条第4項に基づき本証書を提出します。

なお、著作権人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。